

令和6年度 第1回

稲城市住所整理審議会

令和6年11月7日(木)

令和6年度第1回
稲城市住所整理審議会会議録

日 時：	令和6年11月7日（木） 午前10時00分～午前11時00分
場 所：	稲城市役所 4階 議会会議室

出席者	2番 川 寄 啓 介	5番 大 谷 衆 一
	6番 榎 本 勝 美	7番 松 本 暢 子
	8番 小谷田 政 夫	10番 吉 田 啓 一
	12番 鈴 木 功 一	

事務局	都 市 建 設 部 長	小 澤 一 浩
	まちづくり再生課長	谷 口 賢 史
	住所整理・団地再生係長	平 林 雄 樹
	住所整理・団地再生係主事	小 出 珠 夕

次 第

- 1 委嘱状交付
- 2 諮問事項「住居表示実施案について（坂浜一・二丁目）」
- 3 その他

まちづくり再生課長 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
只今より、令和6年度第1回稲城市住所整理審議会を開催いたします。
会議を進行させていただきます、まちづくり再生課長の谷口です。よろしくお願い
します。
それでは、開会に先立ちまして、都市建設部長の小澤より、一言ご挨拶を申し上げ
ます。

都市建設部長 都市建設部長の小澤でございます。
委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本審議会にご出席を賜りまして、
誠にありがとうございます。また、日頃より稲城市のまちづくりにご理解、ご協力を
いただいておりますこと、改めて感謝申し上げます。
さて、本市におきましては、わかりにくくなった住所を整理する「住所整理事業」
を進めておりまして、昨年3月には、小田良土地地区画整理事業の換地処分に合わせ、
坂浜三・四・五丁目の一部等の住所整理を実施いたしました。
本日は、これに続く坂浜一・二丁目地区の住居表示につきまして、諮問させていた
だく次第でございます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜ります
よう、よろしくお願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。本日は、
よろしくお願い申し上げます。

まちづくり再生課長 最初に、本日使用する資料の確認をさせていただきます。事前に送付してありまし
た、「次第、稲城市住所整理審議会委員名簿、審議会資料」の3点、本日配布いたし
ました「諮問書(写)、別図1、別図2」の3点、計6点となっております。過不足
がある場合はお声かけください。
それでは、次第1 委嘱状交付でございます。
人事異動によりまして、吉越委員が山下委員に交代をされました。
本日につきましては、山下委員がご都合により欠席となっておりますので、委嘱
状につきましては、後日お渡しさせていただければと存じます。
そのほか、中山委員、高橋委員、石黒委員、佐藤委員から欠席のご連絡をいただい
ております。
続きまして、事務局の自己紹介をさせていただきます。

(事 務 局 挨 拶)

まちづくり再生課長 次に、傍聴につきましてご説明させていただきます。
広報いなぎ、市ホームページにおきましてお知らせいたしましたが、本日、傍聴者
はおられないようです。
会議に関しましては、「稲城市住所整理審議会運営要領」により、公開とさせてい
ただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
これから先の会議の進行につきましては、稲城市住所整理審議会条例第5条第2項
によりまして、会長が議長を務めることとなります。それでは会長、よろしくお願い
いたします。

会長(松本委員) 議題に入る前に定足数の確認をいたします。
本日は、委員12名のうち、7名にご出席いただいておりますので、出席が半数を超えており
ますので、稲城市住所整理審議会条例第6条第2項により、会議は成立します。
それでは議事に入ります。次第2 諮問「住居表示実施案について(坂浜一・二丁
目)」を議題といたします。本件につきましては、市長から審議会に対する住居表示
実施についての諮問となっております。
最初に、市から諮問をお受けしたいと思います。

まちづくり再生課長 (諮問書を読み上げ)

都市建設部長

(諮問書を会長に提出)

会長(松本委員)

稲城市住所整理審議会条例第2条により、本審議会は、住居表示の実施等について、市長からの諮問に応じ、審議するものとなっております。本件を審議会に上程し、審議してまいりたいと思います。

事務局から諮問についてのご説明をお願いいたします。

住所整理・団地再生係長

それでは、諮問の内容について、説明させていただきます。

まず、諮問事項の確認でございますが、大きく3点ございます。

1つ目が「住居表示を実施する市街地の区域について」、2つ目が「当該区域における住居表示の方法について」、3つ目が「町区域の新設について」です。

別図1ですが、「住居表示を実施すべき市街地の区域」及び「実施の方法を街区方式とすべき区域」を示してございます。

別図2は、坂浜一丁目及び坂浜二丁目として「町区域を新設する区域」を示してございます。

住居表示を実施する市街地の区域等について、説明いたします。

坂浜地区では、稲城市住所整理地区市民検討会(坂浜地区)での検討結果につきまして、令和2年に稲城市住所整理審議会から答申をいただいております。主な内容としては以下のとおりです。

1点目は、町区域及び町名については、図のとおりとすることとし、坂浜一〜八丁目の名称と区域について決められていました。2点目の住所整理の手法については、対象区域ごとに地番整理か住居表示の適切な手法で実施することと決められていました。3点目は、住所整理の実施は、都市基盤整備等の進捗状況を考慮しながら進めることとされておりました。

今回、住居表示を実施する市街地の区域でございますが、京王相模原線から南側、天神通りより東側、ゴルフ場敷地界から北側、そのほか百村・東長沼の大字界に囲われました約78ヘクタールの範囲となっております。この区域は、土地区画整理事業や道路拡幅等の予定がないことから、今回の住居表示を実施する区域として設定してございます。

当該区域における住居表示の方法でございますが、街区方式といたします。

街区方式による住居表示の実施例を説明いたします。

まず、町の区域を分かりやすく区切り、〇〇〇一丁目等といたします。

次に丁目の中を分割してブロックに分け、街区番号を振っていきます。

街区のまわりにフロンテージと基礎番号を設定し、住居の出入口の位置によって住居番号を決めていきます。図の例で申し上げますと、赤色の住居は、出入口が基礎番号1のフロンテージに面しているため、住居番号は1号となります。

続きまして、住居表示を実施した後の、住所、地番及び本籍の表記です。

住所につきましては、例となりますが、変更前は稲城市坂浜4000番地であったものが、住居表示を実施した後、稲城市坂浜一丁目5番1号というように表記されることとなります。

一方、地番と本籍につきましては、土地の番号である地番に応じて付けられてございますので、住居表示により住居に番号が付くこととは別のこととなります。

地番につきましては、変更前は稲城市大字坂浜字〇字4000番だったものが、住居表示実施後、町名部分のみ変更となり、稲城市坂浜一丁目4000番となります。番号は変わらずに引き継ぐ形となります。

本籍についても同様に、稲城市坂浜4000番だったものが、稲城市坂浜一丁目4000番と表されます。

こちらでお示しました例につきましては、あくまで一例のため、実際の街区や住居番号等は、現地調査等を実施の上、改めて設定してまいります。

住居表示実施に向けた経過等について説明いたします。

令和5年度でございますが、坂浜自治会の皆様へ内容を説明し、意向の確認をさせ

ていただきました。それを受けまして、住所整理審議会へ報告をさせていただいております。この報告の際、「より具体的な内容を検討するため、コンサル業者への業務を委託し、街区割案等を検討してはどうか。」というご意見をいただいております。

これを受けまして、令和6年度にコンサル業者による現地調査等の基礎調査を実施し、街区割案を検討してございます。この検討を踏まえ、令和6年度は地域の方に向けた住所整理説明会を開催いたしました。開催日時は、10月4日（金）午後2時から午後4時、10月5日（土）午前10時から午前12時とし、内容としては、住所整理に関する説明とそれに対する質疑応答、その後は個別相談という形で実施いたしました。会場は、坂浜コミュニティ防災センター、来場者数は各回ともに7名となっています。

続いて、いただいた主なご意見・ご質問等です。

まず、ご意見ですが、「坂浜地区では、複数の住居が同じ住所を使用している箇所がある。」「実際に、荷物が誤配されたことがあった。」などがございました。

また、「私道に面して複数の住居が並んでいる場合、住居番号はどうなるのか。」というご質問がございました。これに対し「街区やフロンテージの設定により、異なる住居番号を設定する、あるいは、住居番号に枝番を設定する等の対応が考えられます。」とお答えしてございます。「異なる住居番号を設定」では、フロンテージを私道も含めて設定していく手法となり、「枝番を設定」する場合には、フロンテージはあくまでも街区の外周に沿って設定し、私道には枝番を設定する手法となります。

補足として、先ほどの住居表示の実施手順に従って確認したいと思います。

まず、町名、街区を設定します。街区のなかで、私道に面し、3軒の住居があるものとしします。

「異なる住居番号を設定」する場合、私道の箇所にもフロンテージを区切り、住居番号を設定していきます。この結果、赤色の住居の出入口は基礎番号6のフロンテージに面しているため、住居番号は「6号」となります。

「枝番を設定」する場合、フロンテージは街区の外周に沿って設定していきます。ほかにも住居がありますため、基礎番号2のフロンテージのなかで、枝番を設定していきます。この結果、赤色の住居の住居番号は「2-6号」となります。

実際の対応につきましては、現地調査等を実施した後、決定していきたいと考えています。

そのほか、いただいたご質問として、「住居表示実施後は、住所と本籍の表記が異なることになるのか。」というものがございました。

先ほども申し上げましたが、本籍は、土地の番号である地番で表すため、住居番号とは異なることとなります。ただし、住居表示実施後に転籍の届出をいただくことで、本籍を街区符号までの住所の表記に改めることが可能となります。

また、「住所変更手続きはどこで行えば良いのか。」というご質問に対しましては、あくまで坂浜三・四・五丁目等にて町界町名地番整理を実施した際の例となりますが、手続きの種類・手続き先を明示させていただいております。

「住所変更手続きに費用はかかるのか。」というご質問に対しましては、「ご自身で手続きいただく場合、費用はかかりませんが、司法書士などに依頼する場合は、別途費用が生じます。」とお答えしております。

「自分で住所変更手続きを行うことが難しい場合はどうすればよいのか。」というご質問に対しましては、現段階での考えとなりますが、「住所変更手続きに関する皆さまのご負担を軽減するため、今後各機関と調整を行う予定です。また、現在検討中ではございますが、職員が皆さまのご相談にお答えする機会等を設けたいと考えております。」と回答させていただいております。

続きまして、住所整理説明会実施後の対応でございます。

説明会で使用した資料、いただいた質問等をまとめまして、坂浜一・二丁目地区にお住いの方、土地・建物等の権利をお持ちの方に配布してございます。同様の資料を市ホームページに掲載しております。併せて、ご意見・ご質問等の受付フォームを作成し、令和6年10月31日まで受付を行いました。

なお、この説明会実施後にいただいた質問といたしましては、「今、現在何か手続きが必要か。」というものや「住所変更の時期はいつ頃になるのか。」「外国人労働者

がいるが、マイナンバーの手続きはどうなるのか。」といったものがございました。

それぞれ、「今現在手続きは不要であること」、「住所変更の時期は令和8年度の予定であること」、「住所変更実施日が近づきましたら、案内を送付し、手続きに関する説明会を開催する予定であること」を回答し、さきほどお示しいたしました「主なご意見・ご質問」の資料に追記して、市ホームページに掲載してございます。

最後に、現時点での予定となりますが、坂浜一・二丁目の住所整理のスケジュールでございます。

令和6年度は、基礎調査の実施、住所整理説明会の開催を経て、本日、住所整理審議会へ諮問となっております。

答申をいただければ、令和7年度には案の公示、市議会への上程・議決、現地調査等の実施、令和8年度には実施告示、住所変更手続き説明会を開催し、住所整理を実施することを考えております。

諮問事項に関する説明は、以上となります。

会長（松本委員）

只今、事務局から諮問についての説明がございました。

諮問内容は大きく三点、一つ目が「住居表示を実施する市街地の区域について」、二つ目が「当該区域における住居表示の方法について」、三つ目が「町区域の新設について」ということです。

では、審議に入りたいと思います。

本件に対しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

大谷委員はいかがでしょう。

大谷委員

ある程度、把握できました。

会長（松本委員）

地区市民検討会にて検討され、市民の方からご意見を伺いながら、これまで進めてきたと考えてよろしいでしょうか。

大谷委員

はい。

会長（松本委員）

川崎委員はいかがでしょう。

消防として問題はないでしょうか。

川崎委員

スケジュール等も確認し、特に問題ございません。

会長（松本委員）

個人的には、道路がまだ整備されていない箇所や現況の道なりに街区を設定する箇所が見受けられますので、後々、道路を整備していくと、街区の並びが不明確になることなどが懸念されるのではないかと感じました。そうした意見はないでしょうか。

住所整理・団地再生係長

令和5年度第1回住所整理審議会にてご報告をさせていただいた際に、同様のご意見をいただきました。

ご意見のように、区部などでは基盤上に道路整備が済んでいる地域等について住居表示を行っております。

坂浜三・四・五丁目等で実施しました町界町名地番整理は、地番に合わせ住所を整理する手法となっておりますが、これに対して住居表示は、わかりやすく申し上げますとハウナンバー、家ごとに番号を振っていく手法となります。

そのため、道路が整備されていない箇所につきましても、現在ある住居や将来建つ住居に合わせた形で、住所整理が実施できるのではないかと考えております。

まちづくり再生課長

会長のおっしゃるとおり、町を形成する街区というのは、恒久的な道路等に設定していくことが大原則だと思っております。坂浜地区も全体で考えますと区画整理等も行っており、やはり大字全体で考えていく必要があります。このなかで、まず坂浜一・二丁目の住所整理を実施する必要があります。

実際に、市が認定している道路、市が認定していても現地に無い道路等、調査を行い把握しております。現地に無い道路は、今後、測量を行い形が変わる可能性もございます。他の自治体の事例を見ますと、そうした内容に伴い街区を変更する場合は、条例に基づき、その旨を告示して住民の方へお示しし、手続きを行う流れとなります。

今後、もし宅地開発等が起こった場合については、街区の変更等も視野に入れ、進めていく必要があるものと考えております。

会長（松本委員）

家に番号を振るとしても、道路に面して振っていくため、道路が変わっては困るだろうと思いましたが、その際には、街区の変更等も視野に入れていくとのことで理解いたしました。

このほか、ご意見ございますか。

（意見なし）

特にご意見がございませんようでしたら、この審議会としては、反対意見が無かったということで、諮問のとおり意見なしということで進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員

はい。

会長（松本委員）

それでは、この審議会としては、諮問のとおり特に附帯意見なしということで進めたいと思います。

以上で、諮問事項については審議を終了いたします。

答申書の作成についてご審議いただくので、事務局に案を作成していただきます。暫時休憩といたします。

（ 暫 時 休 憩 ）

会長（松本委員）

それでは再開したいと思います。

お手元に答申（案）が配布されました。事務局から説明をお願いします。

住所整理・団地再生係長

答申（案）について、説明させていただきます。

先ほどご審議いただきまして、特に異論等はないとのことでしたので、稲城市住所整理審議会会長から稲城市長宛てといたしまして、「住居表示を実施する市街地の区域、当該区域における住居表示の方法及び町区域の新設について（答申）」となっております。

内容でございますが、「令和6年11月7日付、稲都再第945号で諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、諮問のとおり実施することが適当であるとの結論に達しましたので答申します。」となっております。

説明については、以上です。

会長（松本委員）

ありがとうございました。

これについて、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（意見なし）

よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質問がないということでしたら、この形で答申書としたいと思えます。

（答申書を都市建設部長へ提出）

- 会長（松本委員） 次第2 諮問「住居表示実施案について（坂浜一・二丁目）」の審議については、以上となります。
続きまして、次第3 その他について、事務局より説明をお願いします。
- 住所整理・団地再生係長 次第3 その他について、説明させていただきます。住所整理審議会の今後の予定でございます。
大谷委員、高橋委員のお二人につきましては、「住所整理事業を実施する地区の法人及び個人を代表する者」として、坂浜地区の住所整理についてご審議いただいております。今回、坂浜一・二丁目の住所整理についてご審議いただきました。今後、坂浜地区の住所整理が予定されました際に、改めて相談させていただきたいと考えております。
そのほかの委員の皆様につきましては、任期を2年間として令和6年11月9日までとさせていただきますが、来年、矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理につきまして、諮問させていただき予定でございます。このため、他の委員の皆様につきましては、任期を継続させていただきたいと考えております。
このような対応でよろしいかどうか、皆さまのご意向を伺いたしたいと思います。
次第3 その他につきましては、以上となります。
- 会長（松本委員） この場で個別に対応や確認をするわけではないのですね。
- 住所整理・団地再生係長 はい。
何かご意見があれば、伺いたしたいと思います。
- 会長（松本委員） 任期が引き続きとなる方もいらっしゃるということでした。
大谷委員は、坂浜地区の事項についてのみ参加ということでよろしいですね。
- 大谷委員 坂浜地区の住所整理について、お声がけいただければ参加したいと思います。
- 会長（松本委員） 今後は住居表示の実施について進んでいくこととなりますね。
- 大谷委員 このあたりは大変だろうと思います。
実際、二丁目に関しては農道が多く、裏通りに新築の家が建っているところもあり、開発も進んでいくと思います。
- 会長（松本委員） 稲城市は、都内の23区・市部を含めて、人口が増えていくという、ほかにない状況です。今、おっしゃっていただいたように、農道に新築の家が建ったり、南山地区の住宅地が整備されるなど、開発の方向にあると思います。
当審議会の今後の予定について説明がありましたが、ご意見、ご質問よろしいでしょうか。
- （意見なし）
- それでは、本日の日程はこれですべて終了といたします。
以上を持ちまして、令和6年度第1回稲城市住所整理審議会を閉会といたします。